

国労「野村基金」解消に伴う 大原社研への寄付金贈呈式に 出席して

相田 利雄

2007年8月2～3日、国労第75回定期全国大会が伊東市で開催された。この大会の初日である8月2日、法政大学大原社会問題研究所長として、相田利雄が出席した。というのは、表題のとおり、大原社研への寄付金授与の贈呈式に出席するためである。

大会では、国労本部から、野村賞の廃止提案および「野村基金の解消にあたっては、野村賞の趣旨に添った研究活動をしている団体へ寄付することとし、法政大学大原社会問題研究所、関西で労働法を研究している労働法研究会、DLR基金に贈呈する」提案が行われ、全体の拍手で承認された。続いて、片岡昇選考委員（京都大学名誉教授）から、法政大学大原社会問題研究所の相田利雄所長、労働法理論研究会の萬井隆令龍谷大学教授への贈呈式が行われた。ちなみに、寄付金額は法政大学大原社会問題研究所に300万円、労働法理論研究会に100万円、諸経費を差し引いた残余をDLR基金にということであった。

野村賞とは、戦後、労働法学界の重鎮として多くの労働法学者を育成し、学界の発展に大きな足跡を残しただけでなく、総評、国労や全通など労働組合の権利闘争においても多大の貢献をされた野村平爾先生（早稲田大学教授、のち名誉教授）の功績を記念し、若手の労働法学者を育成し、激励し、広く日本の労働運動の支え

となる労働法学を構築することを願って、国労という単一組合において、1982年に野村基金を設立し、創設された賞である。その後、約25年間で全国11人の若手労働法学者に、国労定期大会の折りに、この基金から賞状と賞金が授与された。

だが、近年、社会的経済的諸条件の大きな変化のなかで労働法学を対象とする法律問題も多様化した。そのなかで、野村賞を存続し、維持することにも大きな転機を迎え、新たな状況に対応できる制度への発展的転換が求められていた。その結果、国労および野村賞・野村基金に関係する労働法学者および関係者の相談を経て、今回の措置となった。

野村賞および野村基金の解消は、国労および労働法学者など関係者からすれば、きわめて残念な措置であったに違いない。とはいえ、こうしたユニークな賞が25年間存続したこと自体、改めて多大の敬意を表したい。

しかし、同時に、大原社会問題研究所としては、国労および野村賞・野村基金関係者から、「野村賞の趣旨に添った研究活動をしている団体」として評価されたことについて、きわめて光栄なことであると考えている。頂いた寄付金については、研究所において有効に使わせて頂き、研究所の活動をつうじて、一層、社会的に貢献することを誓ってお礼のご報告としたい。

最後になったが、国鉄労働組合と選考委員会（片岡昇京都大学名誉教授、中山和久早稲田大学名誉教授、宮里邦雄国労弁護団常任幹事）および野村平爾先生夫人など全ての関係者に心からの謝意を表明し、結びとしたい。

（あいだ・としお 法政大学大原社会問題研究所
所長）